

国立大学法人小樽商科大学宿泊施設「緑が丘荘」の使用に関する要項の一部を改正する規程

【改正理由】 客員研究員等の1ヶ月以上に渡る長期宿泊を認め、長期宿泊者の負担軽減を図るため、現行の使用料とは別に利用しやすい施設使用料を定めるとともに所要の改正を行うものである。

新	旧
<p>(趣旨) 第1条 本学における宿泊施設「緑が丘荘」(以下「宿泊施設」という。)の使用については、この要項の定めるところによる。</p>	<p>(趣旨) 第1条 同 左</p>
<p>(目的) 第2条 宿泊施設は、本学の職員、非常勤講師及び関係来学者の宿泊に使用することを目的とする。</p>	<p>(目的) 第2条 同 左</p>
<p>(管理運営責任者) 第3条 宿泊施設の管理運営責任者は、施設課長とする。</p>	<p>(管理運営責任者) 第3条 同 左</p>
<p>(使用申込み手続き) 第4条 宿泊施設を使用しようとする者は(以下「使用申込者」という。)は、原則として、使用予定の3日前までに使用申込書を管理運営責任者に提出し、許可を受けなければならない。</p>	<p>(使用申込み手続) 第4条 宿泊施設を使用しようとする者は(以下「使用申込者」という。)は、原則として、使用予定の3日前までに使用申込書を管理運営責任者に提出し、許可を受けなければならない。ただし、使用申込者が遠隔地等のため、使用申込書を提出できないときは、本学の関係職員が代理人となり、提出することができる。</p>
<p>2 前項の規定に関わらず、宿泊期間が1ヶ月以上になる場合は、使用予定の2週間前までに使用申込書を管理運営責任者に提出し、許可を受けるものとする。</p>	
<p>3 使用申込者が遠隔地等のため、使用申込書を提出できないときは、本学の関係職員が代理人となり、提出することができる。</p>	
<p>(使用許可) 第5条 管理運営責任者は、前条の規定により使用申込書の提出があったときは、宿泊施設の使用が適当と認める者について、使用を許可する。</p>	<p>(使用許可) 第5条 同 左</p>
<p>2 1ヶ月以上の長期宿泊者の宿泊期間は、1年を限度とする。ただし、使用申込者が1年を超えて宿泊を希望する場合は、前条第2項の規定に基づく使用申込書を管理運営責任者に提出し、使用許可を受けることができる。</p>	
<p>3 前2項により使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)で使用中止又は使用日時を変更するときは、速やかに管理運営責任者に申し出て許可を受けなければならない。</p>	<p>2 前項により使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)で使用中止又は使用日時を変更するときは、速やかに管理運営責任者に申し出て許可を受けなければならない。</p>

(使用許可の取り消し等)
第6条 管理運営責任者は、次の各号の一に該当するときは、使用許可を取り消し、又は使用を中止させることがある。
(1) 使用申込書に虚偽の記載があったとき。
(2) 管理上支障があると認めるとき。
(3) その他この要項に違反したとき。

(使用料)
第7条 使用者は、別に定める使用料を財務課経理係に前納しなければならない。ただし、1ヶ月以上の長期宿泊者については、一月単位ごとの使用料を宿泊月の初日までに財務課経理係に前納するものとする。

2 前項の規定に関わらず、入学試験実施前日における入試関係者の宿泊に関する取り扱い(平成23年2月1日学長裁定)で定める入試関係者が入学試験実施前日に宿泊施設を使用する場合は、使用料を徴収しないものとする。
3 1ヶ月以上の長期宿泊者が月の途中から施設を使用し、又は退出する場合におけるその月分の使用料は、日割りにより計算した額とする。

4 既納の使用料は、還付しない。

(使用者の心得)
第8条 使用者は、この要項及び別に定める使用者心得を厳守しなければならない。

(損害賠償)
第9条 使用者が、故意又は重大な過失により、施設、設備等を滅失又は損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。

(事務)
第10条 宿泊施設の管理運営に関する事務は、施設課が行う。

(雑則)
第11条 この要項に定めるもののほか、宿泊施設の使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則
1 この内規は、平成7年8月1日から施行する。
2 小樽商科大学職員集会所「緑が丘荘」使用内規(昭和52年3月12日制定)は、廃止する。

附 則
この要項は、平成11年4月1日から施行する。

(使用許可の取消し等)
第6条

同 左

(使用料)
第7条 使用者は、別に定める使用料を財務課経理係に前納しなければならない。

2 同 左

3 既納の使用料は、還付しない。

(使用者の心得)
第8条 同 左

(損害賠償)
第9条 同 左

(事務)
第10条 同 左

(雑則)
第11条 同 左

附 則
1 同 左
2 同 左

附 則
同 左

附 則
この要項は、平成13年4月1日から施行する。

附 則
この要項は、平成16年8月10日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則
この要項は、平成21年4月1日から施行する。

附 則
この要項は、平成23年2月1日から施行する。

附 則
この要項は、平成24年4月1日から施行する。

附 則
同 左

附 則
同 左

附 則
同 左

附 則
同 左